



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 公営企業管理規程

- *1 和歌山県公営企業組織規程
- *2 和歌山県公営企業管理者の職務代理者の指定に関する規程等を廃止する規程
- *3 和歌山県公営企業事務決裁規程
- *4 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
- *5 和歌山県公営企業公有財産管理規程
- *6 和歌山県公営企業事務委任規程
- *7 和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程
- *8 和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業組織規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県公営企業組織規程

(目的)

第 1 条 この規程は、和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年和歌山県条例第 57 号）第 5 条に規定する商工労働部の分課等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 商工労働部の事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

公営企業課	財務企画班	事業管理班
-------	-------	-------

2 前項に定めるもののほか、臨時又は特別な事務を処理させるため設置する行政組織については、別に定めるところによるものとする。

(所掌事務)

第 3 条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

公営企業課

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分取扱に関すること。
- (2) 職員の給与に関すること。
- (3) 職員の勤務評定に関すること。
- (4) 労働協約に関すること。
- (5) 公営企業に関する条例、規則その他の規程の立案及び改廃の調整に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (8) 予算及び決算の調整に関すること。
- (9) 資金計画及び出納事務に関すること。
- (10) 企業会計の業務状況の公表に関すること。
- (11) 資産の管理及び処分総括に関すること。
- (12) 収入の調定に関すること。
- (13) 物品の購入及び修繕に関すること。
- (14) 工事等の入札に関すること。
- (15) 新規事業の企画及び調査並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (16) 工業用水道事業及び土地造成事業（以下「事業等」という。）の経営に関すること。
- (17) 事業等の調査及び計画に関すること。
- (18) 事業等の工事の執行に関すること。
- (19) 事業等の補償に関すること。
- (20) 工業用水道事業の施設の管理及び指導並びに業務の指導に関すること。
- (21) 工業用水道事業の料金に関すること。
- (22) 工業用水道事業の用に供する土地及び施設の取得、管理及び処分に関すること。
- (23) 土地造成事業用地の管理、分譲、処分及び登記に関すること。

（地方機関の設置、名称、位置及び所掌事務）

第 4 条 商工労働部に次の表の左欄に掲げる地方機関を置き、その管理施設は、右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	管理施設
和歌山県工業用水道管理センター	海南市	紀の川第 2 工業用水道送水場 有田川工業用水道第 1 送水場 有田川工業用水道第 2 送水場

(地方機関の組織)

第 5 条 工業用水道管理センターに次の課を置く。

管理課

工業用水課

(地方機関の所掌事務)

第 6 条 工業用水道管理センターの各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 職員の服務に関すること。
- (3) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (4) 庁舎の管理その他庁内取締りに関すること。
- (5) 工業用水道業務の管理運営に関すること。

工業用水課

- (1) 給水業務並びに工業用水道施設の運転、保守及び維持管理に関すること。
- (2) 工業用水道施設の改良及び修繕工事の設計及び施行に関すること。

(職制及び職務)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職 務
部	部長	上司の命を受け、知事を補佐し、知事に事故があるときは、当該職務を代理し、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
局	局長	上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、当該職務を代理し、当該局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、局長を補佐し、局長に事故があるときは、当該職務を代理し、当該課に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副課長	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において副課長が 2 人以上あるときは、あらかじめ課長の指名する副課長が当該職務を代理する。
	企業出納員	企業出納員は、公営企業の業務にかかる出納その他の会計事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
班	班長	上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を

置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
公営企業課	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。

(地方機関の職制及び職務)

第 8 条 次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
工業用水道管理センター	所長	上司の命を受け、当該機関が所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指導監督する。
	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故あるときは、当該職務を代理し、当該所に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	課長	上司の命を受け、当該課の事務を処理し、所属職員を指導監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
工業用水道管理センター	専門技術員	上司の命を受け、特に指定された専門的な技術についての企画、立案、調整及び指導に関する事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。
	副主査	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。

(その他の職制及び職務)

第 9 条 前 2 条に定めるもののほか、必要に応じて、本庁の課及び地方機関に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
現業技能員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。

附 則

- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 和歌山県企業局組織規程（昭和63年和歌山県公営企業管理規程第1号）は、廃止する。

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業管理者の職務代理者の指定に関する規程等を廃止する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県公営企業管理者の職務代理者の指定に関する規程等を廃止する規程

和歌山県公営企業管理者の職務代理者の指定に関する規程 (平成3年和歌山県公営企業管理規程第1号)、和歌山県営駐車場管理規程 (平成8年和歌山県公営企業管理規程第7号)、和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県公営企業管理規程 (平成13年和歌山県公営企業管理規程第2号)及び和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県公営企業個人情報保護規程 (平成15年和歌山県公営企業管理規程第1号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第3号

和歌山県公営企業事務決裁規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県公営企業事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、和歌山県公営企業の管理者の権限を行う知事 (以下「知事」という。)の権限に属する事務の決裁の区分及び手続を定めることにより、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の所在を明確にし、合理的で能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 知事の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 知事の権限に属する事務を常時知事に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 知事又は専決をすることができる者 (以下「専決者」という。)が不在のときに、知事又は専決者に代わってそれぞれ決裁することをいう。
- (4) 部長 商工労働部長をいう。
- (5) 局長 商工政策局長をいう。
- (6) 課長 公営企業課長をいう。

(7) 所長 和歌山県工業用水道管理センター所長をいう。
(専決)

第3条 部長、局長、課長及び所長は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

(専決の制限)

第4条 この規程に定めるところにより部長、局長、課長及び所長において専決できる事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
- (2) 疑義若しくは紛争があり又はこれを生じるおそれがあるもの
- (3) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの

(知事代決者)

第5条 知事の決裁する事項について、知事が不在のときは、部長がその事項を代決する。

(部長代決者)

第6条 部長の決裁する事項について、部長が不在のときは、局長がその事項を代決する。

2 部長の決裁する事項について、部長及び局長が不在のときは、課長がその事項を代決することができる。

(局長代決者)

第7条 局長の決裁する事項について、局長が不在のときは、課長がその事項を代決する。

2 局長の決裁する事項について、局長及び課長が不在のときは、副課長がその事項を代決することができる。

(課長代決者)

第8条 課長の決裁する事項について、課長が不在のときは、その課の副課長がその事項を代決する。

2 課長の決裁する事項について、課長及び副課長が不在のときは、主務班長がその事項を代決することができる。

(所長代決者)

第9条 所長の決裁する事項について、所長が不在のときは、次長がその事項を代決する。

2 所長の決裁する事項について、所長及び次長が不在のときは、主務課長がその事項を代決することができる。

(代決の原則)

第10条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事務又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 代決した事項については、その後、知事若しくは専決者

の後関を受け、又は知事若しくは専決者に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りではない。

(類推による専決)

第11条 法令の制定等により新たに知事の権限になった事項
その他特別の事項で、この規程に定めのない事項であつても事務の内容により専決することが適当であると類推されるものについては、この規程に準じて専決することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県企業局処務規程(昭和42年公営企業訓令第1号)は、廃止する。

別表 (第 3 条関係) 部長、局長、課長及び所長の専決事項

専決事項	
部 長	1 和歌山県公営企業財務規程 (昭和 42 年和歌山県公営企業管理規程第 4 号) に関する次のこと。 (1) 欠損の処分 (第 21 条) (2) 担保物件の価格の決定 (第 60 条) (3) たな卸の修正 (第 77 条) (4) 固定資産の取得 (第 81 条) (5) 減価償却の承認 (第 89 条) (6) 予算の繰越し (第 97 条) 2 和歌山県公営企業公有財産管理規程 (平成 17 年和歌山県公営企業管理規程第 5 号) に関する次のこと。 (1) 寄附の受納 (第 8 条) (2) 公有財産の取得 (第 9 条) (3) 普通財産の交換 (第 12 条) (4) 土地造成事業に係る行政財産の使用許可 (第 18 条) (5) 土地造成事業に係る行政財産の貸付 (第 25 条) (6) 土地造成事業に係る普通財産の貸付 (第 28 条) (7) 行政財産の用途廃止及び変更 (第 33 条) (8) 普通財産の処分 (売却、譲与、減額譲渡及び出資の目的とすることに限る。) (第 34 条) (9) 県及び市町村への管理移管 (第 36 条)
局 長	1 和歌山県公営企業公印規程 (平成 17 年和歌山県公営企業訓令第 2 号) 第 3 条の規定による公印の新調、改印及び廃止並びに第 9 条の規定による公印の印影の印刷の承認に関すること。 2 昇給内申書に関すること。 3 昇給切替調書に関すること。 4 旅費の調整に係る知事との協議に関すること。 5 消耗品費、修繕費、補償費、動力費、賃借料、水利使用料、報償費、損害保険料、委託料 (調査、測量、設計及び監理業務の委託料に限る。)、雑費のうち食糧費、固定資産除却費及び工事費 (請負額 5 億円未満のもの) に係る支出負担行為に関すること。 6 交付金、委託料 (調査、測量、設計及び監理業務の委託料を除く。)、負担金及び貸付金に係る支出負担行為のうち 1 件の金額 5,000 万円未満のものに関すること。 7 固定資産の購入費に係る支出負担行為のうち 1 件の金額 500 万円未満のものに関すること。 8 1 件の金額 500 万円未満 (帳簿価格) の固定資産の処分に関すること。 9 預金等の預入れに関すること。 10 消耗品費、修繕費、賃借料、通信運搬費、雑費のうち食糧費及び物件費のうちこれらに類する経費に係る単価契約の締結に関すること。 11 和歌山県公営企業公有財産管理規程のうち土地造成事業に係る関する次のこと。 (1) 行政財産の使用許可のうち次に掲げるもの (第 18 条) ア 貸付期間が 1 年以内である貸付 イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合の貸付 (2) 行政財産の使用承認に関すること。(第 24 条)

	(3) 行政財産の貸付のうち次に掲げるもの (第 25 条) ア 貸付期間が 1 年以内である貸付 イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合の貸付 (4) 普通財産の貸付のうち次に掲げるもの (第 28 条) ア 貸付期間が 1 年以内である貸付 イ 電柱、電話柱その他の電柱類及び標柱を設ける場合並びに水道管、ガス管その他地下埋設物を設ける場合の貸付
課 長	1 職員の扶養親族の認定に関すること。 2 職員の通勤手当の確認及び決定に関すること。 3 職員の住居手当の確認及び決定に関すること。 4 職員の単身赴任手当の確認及び決定に関すること。 5 日々雇用職員の雇用に関すること。 6 和歌山県工事検査規程 (平成 14 年和歌山県訓令第 21 号) に関する次のこと。 (1) 工事のうち 2,000 万円以上の検査要求書の提出 (第 9 条第 1 項) 7 工事のうち 2,000 万円未満のものしゅん工検査及び部分払のために行う出来高検査並びに測量、調査及び設計の委託のしゅん工検査に関すること。 8 給料、手当、法定福利費、賃金、報酬、退職給与金 (裁定を除く。) 減価償却費及び棚卸資産減耗費に係る支出負担行為に関すること。 9 修繕費、雑費及び物件費に係る支出負担行為のうち前号に類するものに関すること。 10 旅費、消耗品費、通信運搬費及び物件費のうちこれらに類する経費並びに雑損失に係る支出負担行為に関すること。 11 報償費、委託料 (調査、測量、設計及び監理業務の委託を除く。) 及び雑費のうち食糧費に係る支出負担行為のうち、1 件の金額 500 万円未満のものに関すること。 12 消耗品費 (水道光熱費を除く。)、修繕費、広告宣伝費、動力費、賃借料、水利使用料、損害保険料、交付金、負担金、雑費 (食糧費を除く。)、除却費及び物件費のうちこれらに類する経費に係る支出負担行為のうち 1 件の金額 1,000 万円未満のものに関すること。 13 工事費、修繕費、維持修繕費、委託料 (調査、測量、設計及び管理業務の委託料に限る。) に係る支出負担行為のうち 1 件の金額 1 億未満のものに関すること。 14 固定資産 (土地、建物及び重要物品を除く。) の購入費に係る支出負担行為のうち 1 件の金額 200 万円未満のものに関すること。 15 企業債償還金及び支払利息に係る支出負担行為に関すること。 16 預金 (満期になったものに限る。) の解約に関すること。 17 和歌山県公営企業財務規程に関する次のこと。 (1) 科目の振替 (第 45 条) 18 消耗品費、修繕費、賃借料、通信運搬費、雑費のうち食糧費及び物件費のうちこれらに類する経費に係る単価契約の締結のうち支出予定総額が 1,000 万円未満のものに関すること。ただし、和歌山県公営企業物品調達事務取扱要綱の適用のあるものを除く。 19 物品の調達に関すること。 20 和歌山県公営企業公有財産管理規程 (平成 17 年和歌山県公営企業管理規程第 5 号) に関する次のこと。

	(1) 土地の境界の表示等に係る土地境界確認書の交換 (第 15 条) (2) 土地造成事業に係る行政財産の使用許可の更新 (第 18 条) (3) 土地造成事業に係る行政財産の使用の変更許可 (第 19 条) (4) 土地造成事業に係る行政財産の使用許可の変更届出の受理 (第 20 条) (5) 土地造成事業に係る行政財産の貸付の更新、変更契約及び変更承認並びに変更届出の受理 (第 25 条) (6) 土地造成事業に係る普通財産の貸付の更新 (第 28 条) (7) 土地造成事業に係る普通財産の貸付の変更契約及び変更承認 (第 29 条) (8) 土地造成事業に係る普通財産の貸付の変更届出の受理 (第 30 条)
所 長	1 工事等のうち設計額 2,000 万円未満のものの起工及び設計変更に関すること。 2 工事等のうち設計額 2,000 万円未満のものの工事等の中止、中止の解除及び工期延長の承認に関すること。 3 工事のうち 2,000 万円未満のもののしゅん工検査及び部分払のために行う出来高検査並びに測量、調査及び設計の委託のしゅん工検査に関すること。 4 和歌山県工事検査規程に関する次のこと。 (1) 検査結果の復命の受理 (第 11 条第 1 項) 5 前各号のほか、軽易な事項に関すること。

和歌山県公営企業管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
企業職員の給与に関する規程(昭和42年和歌山県公営企業
管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「和歌山県条例第9号)」の次に「、職員の修学部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第62号)及び職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)並びにこれらに基づく人事委員会規則等の適用を受ける者の例による。」を加える。

第5条中「企業業務手当、特別環境作業従事手当」を「特別環境作業従事手当、災害応急作業等手当」に改める。

第6条の次に次の2条を加える。

(併給の禁止)

第7条 日額の定めのある特殊勤務手当については、同じ日になされた業務が2以上の特殊勤務手当の支給要件に該当することとなる場合において、これらの支給額が異なるときはこれらの支給額の最上位の特殊勤務手当のみを、これらの支給額が同じときはその主たる業務に対する特殊勤務手当のみを支給する。

(手当の支給日)

第8条 特殊勤務手当は、月の初日から末日までの期間についてその月の全額を翌月の給料支給日に支給する。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

区 分 組 織	職	部 長 又 は 部 長 相 当 職	次 長 又 は 次 長 相 当 職	課 長 又 は 課 長 相 当 職			課 長 補 佐 又 は 課 長 補 佐 相 当 職
	支給率 (%)	2 5	1 6	1 6	1 5	1 2	1 2
公営企業課長				課 長		副課長	
和歌山県工業用水道管理 センター					所 長		

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 5 条関係)

名 称	支 給 範 囲	手 当 額
特別環境作業従事手当	職員が地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工業用水道施設の管理業務に従事したとき。	日額 300円
	職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	日額 300円
災害応急作業等手当	職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における災害が発生し、若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。 (1) 工業用水道の取水口周辺	日額 800円 ただし、日没から日の出までの間に従事した場合は、その勤務1日につき400円を加算することができる。

	(2) ずい道内	
用地交渉手当	職員が現地において公共用地の取得の交渉の業務に従事したとき。	日額 1, 0 0 0 円 ただし、夜間に従事した場合又は週休日等に従事した場合は、その勤務 1 日につき 5 0 0 円を加算することができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第5号

和歌山県公営企業公有財産管理規程を次のように定める。
平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県公営企業公有財産管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号。以下「設置条例」という。）第1条に規定する事業（以下「公営企業」という。）の公有財産の取得、管理及び処分取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 和歌山県商工労働部商工政策局公営企業課長をいう。
- (2) 所長 和歌山県工業用水道管理センター所長をいう。
- (3) 業務 公営企業の公有財産の取得、管理及び処分に関する事務をいう。
- (4) 土地等 土地及び土地に関する地上権、賃借権等所有権以外の権利、立木、建物その他土地に定着する物件、土石砂れきをいう。
- (5) 建物・改良等 建物、構築物等の新增設、船舶、航空機等の新造及び原材料の購入等により建設又は改良する行為をいう。

(公有財産の定義)

第3条 この規程において、公有財産とは、公営企業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第1項の規定に基づき管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が管理を行う次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 不動産
- (2) 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
- (3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- (4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(公有財産の種類)

第4条 公有財産は、次の表のとおり分類する。

行政財産	公用又は公共用に供し、又は供することを決定した公有財産
普通財産	行政財産以外の一切の公有財産

(公有財産に関する事務の所掌)

第5条 公有財産の取得、管理及び処分に関する事務は、和歌山県商工労働部商工政策局公営企業課（以下「公営企業課」という。）又は和歌山県工業用水道管理センター（以下「センター」という。）が行うものとする。

(公有財産に関する事務の処理)

第6条 公有財産に関する事務の執行は、次の区分により処理するものとする。

課長 公営企業課及びセンターに所属する公有財産の業務に関すること。

所長 センターに所属する公有財産の管理に関すること。

2 課長は、公有財産事務の総合調整を図るため必要があると認めるときは、所長に対し、必要な報告を求め、当該職員をして調査させることができる。

第 2 章 取得

(取得前の措置)

第 7 条 公有財産となるべき物件を買入れ、寄附又は交換によって取得しようとするときは、課長は、あらかじめその物件について必要な事項を調査し、私権の設定又は特殊な義務があるときは、その所有者にこれを消滅させる等必要な措置を講じるものとする。

(寄附の受納)

第 8 条 公有財産となる物件の寄附を受けようとするときは、課長は、次に掲げる事項を記載した文書により、知事の決裁を受けなければならない。

- (1) 寄附を受けようとする物件の所在地及び表示
- (2) 寄附者の住所及び氏名
- (3) 寄附を受けようとする理由
- (4) 評価額
- (5) 負担付寄附に該当するときは、その議案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

2 前項の文書には、寄附申出書（別記第 1 号様式）、登記又は登録に関する受諾書、評価調書、関係図面その他必要と認められる書類を添付しなければならない。

(公有財産の取得)

第 9 条 公有財産となる物件を取得しようとするときは、課長は、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする物件の所在地及び表示
- (2) 取得しようとする理由
- (3) 取得予定価格
- (4) 契約の方法及びその根拠
- (5) 相手方の住所及び氏名
- (6) 契約書案又は協定書案
- (7) 予算額及び支出科目
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

(公有財産の引受け)

第 10 条 公有財産となる物件の引渡しを受けようとするときは、課長は、当該物件を契約書その他関係書類及び図面と照合し、適格と認めた場合でなければ、これを受領してはならない。ただし、かしの程度が軽微な場合又は確実と認められる履行手段が講じられている場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第 11 条 取得した公有財産の代金は、登記又は登録を要するものについては登記又は登録を完了した後に、その他のものについては公有財産を受領した後に、支払わなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合においては、この限りではない。

(普通財産の交換)

第 12 条 普通財産を交換しようとするときは、課長は、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 交換の理由
- (3) 交換により取得しようとする物件の所在地及び表示

- (4) 交換物件の評価額
- (5) 交換しようとする相手方の住所及び氏名
- (6) 交換差金のある場合は、その額及び納入方法
- (7) 契約書案
- (8) 予算額及び収入科目又は支出科目
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

2 前項の文書には、交換により取得しようとする物件に関する交換申請書、関係図面その他必要と認められる書類を添付しなければならない。

(交換差金の徴収)

第13条 取得する交換物件について、交換差金の徴収金がある場合は、これを収納した後でなければ、登記又は登録をしてはならない。ただし、その納付義務者が国又は他の地方公共団体である場合においては、この限りではない。

第3章 管理

第1節 維持、保存及び運用

(公有財産の管理)

第14条 課長及び所長（以下「課長等」という。）は、公有財産について、随時その現状を調査するとともに、特に次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 土地の不法占拠又は境界不明の有無
- (2) 建物の不法占拠、滅失又は損傷の有無
- (3) 電気、通信、ガス、給排水等の施設の管理状況
- (4) 送水管等地下構築物等の露出又は給排水弁等の損傷の有無
- (5) 土地、建物等の立入禁止柵及び工作物等設置の有無
- (6) 危険防止のための工作物等設置の有無
- (7) 使用許可に係る行政財産又は貸し付けた普通財産の使用状況の確認

2 所長は、公有財産が滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を課長に報告し、その指示に従い措置しなければならない。

(境界の明示等)

第15条 公有財産となる土地を取得したときは、課長は、隣接地との境界を明示するために境界標柱（別記第2号様式）を打設しなければならない。ただし、工事期間中にあっては仮杭又は控杭を打設する等境界明示のために必要な措置を講じなければならない。

2 課長は、土地の境界が明らかでないため、前項の境界標柱が設置できない場合には、必要な調査を行い、及び隣接地の所有者に対して立合場所、期日その他必要な事項を書面により通知して境界を確認するための協議を求めるものとする。

3 課長は、前項の協議が整った場合は、速やかに、境界標柱の設置場所を決定し、隣接地の所有者と土地境界確認書（別記第3号様式）を交換しなければならない。この場合において、隣接地の管理者その他の隣接地の所有者の委任を受けた者と土地境界確認書を交換するときは、その者が当該確認書の交換について当該隣接地の所有者の委任を受けていることを証する書面を添付させなければならない。

4 第2項の協議が整わない場合には、課長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

第2節 行政財産の使用許可

(行政財産の使用許可の範囲)

第16条 次の各号に掲げるものは、業務を妨げない範囲において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第4項の規定により行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するために使用するとき。
- (2) 県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする団体においてその事務又は事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 電気、通信、ガス、水道、工業用水道及び下水道の事業のため、その支持物（鉄塔を含む。）の架設又は管の埋設をさせるとき。
- (4) 災害等緊急の場合において応急の施設として極めて短期間使用させるとき。
- (5) 1 か月未満の短期間使用させるとき。
- (6) 土地の表層を道路として使用させるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

(行政財産の使用許可の期間)

第17条 前条の規定により行政財産の使用を許可する場合においては、その期間は3年を超えてはならない。ただし、前条第4号に掲げるものにあっては1年以内とする。

- 2 前項の貸付期間は、更新することができる。ただし、その期間は前項の許可期間を超えてはならない。

(行政財産の使用許可の手続)

第18条 行政財産の使用許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可（更新）申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 使用許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 使用の許可に係る行政財産の名称、所在地及び区分
- (3) 使用許可を受けようとする部分の位置及び面積等の数量
- (4) 使用の目的及び用途
- (5) 使用の許可を受けようとする期間
- (6) 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由
- (7) その他必要な事項

- 2 課長等は、前項の規定による申請を受理したときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 使用料
- (3) 許可に関する意見

- 3 課長等は、前項の規定により行政財産の使用許可について決定を得たときは、当該申請者に対して次に掲げる事項を記載した許可書を交付しなければならない。ただし、事務委任を受けた所長が許可書を交付した場合は、課長にその写を送付しなければならない。

- (1) 使用許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 使用の許可に係る行政財産の名称、所在地及び区分
- (3) 使用許可を受けようとする部分の位置及び面積等の数量
- (4) 使用の目的及び用途
- (5) 使用の許可を受けようとする期間
- (6) 使用料
- (7) 使用の許可の条件

- 4 課長等は、知事が行政財産の使用許可を不適当と認めたときは、その理由を付して当該申請者に対してその旨を

通知しなければならない。ただし、事務委任を受けた所長が同様の行為を行った場合は、課長にその写を送付しなければならない。

(行政財産の使用の変更許可の手続)

第19条 行政財産の使用の許可を受けた者が、前条第1項第3号から第5号まで、及び第7号に掲げる事項の変更をしようとするときは、次の掲げる事項を記載した行政財産使用許可変更申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 使用の変更許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 前条第3項の許可書の許可番号及び許可年月日
- (3) 使用許可を受けた行政財産の名称、所在地及び区分
- (4) 変更事項及び変更内容
- (5) 変更予定年月日
- (6) 変更の理由

2 課長等は、前項の規定による申請を受理したときは、変更許可を受けようとする事項を記載した文書により知事の決裁を受けなければならない。

3 課長等は、前項の規定により行政財産の使用変更許可について決定を得たときは、当該申請者に対して次に掲げる事項を記載した許可書を交付しなければならない。ただし、事務委任を受けた所長が許可書を交付した場合は、課長にその写を送付しなければならない。

- (1) 使用の変更許可を受けようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 変更内容

(行政財産の使用許可の変更届出手続)

第20条 行政財産の使用の許可を受けた者が、第18条第1項第1号に掲げる事項の変更をしたときは、遅滞なく行政財産使用許可住所・氏名等変更届出書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(行政財産の使用料)

第21条 行政財産の使用料は、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年条例第28号)の規定を準用する。

(延滞金)

第22条 使用料を納付しなければならない者は、納期限(その使用料に係る納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下同じ。)後にその使用料を納付する場合において、法第231条の3第2項の規定による延滞金徴収条例(昭和39年和歌山県条例第4号)第3条の規定による延滞金を加算して納付しなければならない。

2 知事は、使用料の滞納についてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(行政財産の使用料の減免)

第23条 行政財産の使用料の減免については、和歌山県使用料及び手数料条例の規定を準用する。

第3節 行政財産の使用承認

(行政財産の使用承認)

第24条 次の各号に掲げる場合にあっては、第17条の規定にかかわらず、使用の承認をもって行政財産を使用させることができる。

- (1) 知事部局に事務室等として公営企業の公有財産を使用させるとき。
- (2) 公営企業課及びセンターの施設のための専用の電柱及び電話柱等の敷地として使用させるとき。

(3) 公営企業と請負工事を施工する者に、当該契約書に記載された施工期間内に限り現場事務所及び工事用資材置場等として使用させるとき。

2 行政財産の使用承認を受けようとする者は、次の掲げる事項を記載した行政財産使用承認申請書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 使用承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 使用の承認に係る行政財産の名称、所在地及び区分
- (3) 使用承認を受けようとする部分の位置及び面積等の数量
- (4) 使用の目的及び用途
- (5) 使用の承認を受けようとする期間
- (6) 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由
- (7) その他必要な事項

3 課長等は、前項の規定による申請を受理したときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 使用料
- (3) 承認に関する意見

4 課長等は、前項の規定により行政財産の使用承認について決定を得たときは、当該申請者に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付しなければならない。ただし、事務委任を受けた所長が承認書を交付した場合は、課長にその写を送付しなければならない。

- (1) 使用承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 使用の承認に係る行政財産の名称、所在地及び区分
- (3) 使用許可を受けようとする部分の位置及び面積等の数量
- (4) 使用の目的及び用途
- (5) 使用の承認を受けようとする期間
- (6) 使用料
- (7) 使用の承認の条件

5 課長等は、知事が行政財産の使用承認を不適当と認めたときは、その理由を付して当該申請者に対してその旨を通知しなければならない。ただし、事務委任を受けた所長が同様の行為を行った場合は、課長にその写を送付しなければならない。

第 4 節 行政財産の貸付等

（行政財産の貸付等）

第 25 条 法第 238 条の 4 第 2 項の規定に基づき、行政財産である土地を貸し付け、又はこれに地上権を設定する場合には、第 27 条から第 31 条までの規定を準用する。

第 5 節 普通財産の貸付

（普通財産の貸付期間）

第 26 条 普通財産は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 25 条及び第 40 条により、一時使用のための賃貸借が明らかとなしに限り、1 年以内を限度として貸し付けることができるものとする。

2 前項による貸付は、これを更新することができる。この場合においても、更新期間を含めた貸付期間が前項に定める期間を超えてはならない。

3 普通財産は、次の各号に掲げる期間中に、利用、転用又は処分計画がないときは、貸付けを目的に所有することができる。この場合、普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる期間を超えてはならない。

- (1) 植樹を目的として、土地及びその定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合 60年以内
- (2) 前号以外の目的のために、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 30年以内
- (3) 建物及びその他の物件を貸し付ける場合 10年以内

4 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においても、更新のときから当該期間を超えてはならない。

（普通財産の貸付料）

第27条 普通財産の貸付料は、知事が定める。

2 貸付料を改定した場合、課長等は、賃貸借変更契約書により使用者と変更契約を行うものとする。

3 既に納めた貸付料は、次の各号のいずれかに該当するときを除き返還しない。

- (1) 業務の都合により、一方的に貸付物件の返還をさせたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により貸付物件の使用が不可能となったとき。

4 貸付料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの額を5月31日までに、年度途中の貸付けは使用開始後20日まで一括納付させなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるものの貸付料の納付期限は、別に定める。

（普通財産の貸付手続）

第28条 普通財産の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した普通財産貸付（更新）申請書（別記第8号様式）を知事に提出させなければならない。

- (1) 貸付けを受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 貸付けに係る普通財産の名称、所在地及び区分
- (3) 貸付けを受けようとする部分の位置及び面積等の数量
- (4) 貸付けの目的及び用途
- (5) 貸付けを受けようとする期間
- (6) その他必要な事項

2 普通財産の貸付けは、契約書により行うものとする。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、普通財産の貸付けの承認書を交付する方法等により、これを行うことができる。この場合は、貸付けを受ける者に対し、貸付けに係る普通財産の使用の目的及び用途と指定するものとする。

3 課長等は、第1項の申請を受理したときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を得なければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 貸付料及びその算定基礎
- (3) 賃貸借契約書案又は承認書
- (4) 国有財産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。以下「市町村交付金法」という。）第2条に定める負担及び必要経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（普通財産の貸付けの変更手続）

第29条 普通財産の貸付けを受けた者は、前条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した普通財産貸付変更申請書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付けの契約を変更し、又は貸付けの承認の変更を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、名称

及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

- (2) 前条第 2 項の契約書又は承認書の年月日
- (3) 貸付けを受けた普通財産の名称、所在地及び区分
- (4) 変更事項及び変更内容
- (5) 変更予定年月日
- (6) 変更の理由

2 前条第 2 項の規定は、普通財産の貸付けの変更について準用する。

3 課長等は、第 1 項の規定による申請を受理したときは、貸付け変更を受けようとする事項を記載した文書により知事の決裁を受けなければならない。

(普通財産の貸付けの変更届出手続)

第30条 普通財産の貸付けを受けた者が、第28条第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、普通財産貸付住所・氏名等変更届出書(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

第 6 節 使用許可台帳等

(使用許可台帳等)

第31条 課長等は、行政財産の使用の許可又は承認及び普通財産の貸付けを行ったときは、使用許可(貸付)台帳(別記第11号様式)を作成し、関係書類を添付して管理しなければならない。

第 7 節 行政財産の用途廃止等

(行政財産の用途廃止等の申出)

第32条 所長は、その所属に係る行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により課長に申し出なければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 用途を廃止し、又は変更する理由
- (3) 用途を廃止し、又は変更する期日
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(行政財産の用途廃止等の決定)

第33条 課長は、前条の規定による申出を受けたとき及び公営企業課の所属に係る行政財産の用途を廃止し、又は変更しようとするときは、利用計画等を検討し、前条に定めるもの及び次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を受けるものとする。

- (1) 転用計画
- (2) 処分の方法

2 課長は、前項の規定によりセンターに係る行政財産の用途廃止又は用途変更が決定されたときは、直ちに、その旨を所長に通知しなければならない。

第 4 章 処分

(普通財産の売却等の決定)

第34条 課長は、普通財産を売却し、譲与し、若しくは減額して譲渡し、又は出資の目的としようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を得るものとし、センターの所属に係るものは、所長に通知しなければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 処分しようとする理由
- (3) 評価額
- (4) 処分予定価額

- (5) 契約の方法及びその根拠
- (6) 指名競争入札又は随意契約によるときは、相手方の住所及び氏名
- (7) 一般競争入札によるときは、公告案、入札心得案及び入札条件案
- (8) 売却代金の延納又は分納を認めるときは、その理由、要領、担保物件及び利息
- (9) 契約書案
- (10) 予算額及び収入科目

(11) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の文書には、関係図面その他必要な書類を添付しなければならない。

(売り払い代金等の延納の特約)

第35条 普通財産の売却代金又は交換差金については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の4第2項の規定により延納の特約をする場合においては、知事が定める利率による利息を付さなければならない。

2 前項の延納の特約をする場合に徴する担保は、次に掲げる物件のうちから選ばなければならない。ただし、特約の相手方が国又は他の地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 知事が確実と認める社債その他の有価証券
- (3) 土地及び建物
- (4) 知事が確実と認める金融機関の保証

3 前項の場合において、前項第1号及び第2号に掲げる物件については質権を、第3号に掲げる物件については抵当権を設定しなければならない。

(県市町村への管理移管手続)

第36条 課長は、公営企業課及びセンターのそれぞれに所属する土地について県及び市町村に管理移管しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書により知事の決裁を得なければならない。ただし、センターに所属する土地については、その旨を所長に通知しなければならない。

- (1) 当該公有財産管理台帳記載事項
- (2) 管理移管しようとする場所及び道路の概要
- (3) 管理移管しようとする理由
- (4) 管理協定書案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第5章 登記及び登録

(登記及び登録)

第37条 登記又は登録を要する財産を取得し、又は処分したときは、第13条の規定の適用がある場合を除き、直ちに必要な登記又は登録をしなければならない。

(地目地番の整理)

第38条 土地の現況が不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）第3条の地目と相違するもの又は一団の土地で2以上の地番を有するものは、速やかに土地表示変更登記を嘱託しなければならない。

第6章 管理台帳

(管理台帳)

第39条 課長は、公有財産管理台帳（和歌山県公営企業財務規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第9条に規定する固定資産台帳による。以下「台帳」という。）を調整し、財務規程第78条の2に規定する分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかななければならない。

- (1) 公有財産の区分表（別表）による公営企業会計名及び区分名

- (2) 種類、種目及び種別
- (3) 名称、用途及び所在地
- (4) 数量及び価額
- (5) 得失変更の年月日及び理由
- (6) 管理状況

2 課長は、工業用水道事業に係る公有財産の取得の都度台帳を2部調整し、うち1部を所長に送付するものとし、土地造成事業に係る公有財産の取得の都度台帳を1部調整するものとする。

3 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「企業法施行令」という。）第16条第4項により整理中の公有財産については、台帳右上に記号を付し、他のものと区分しなければならない。

（価額）

第40条 台帳に登録すべき価額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 購入によるものは、購入価格及び付帯費（土地についての付帯費は、整地費周旋料等の直接的に関連のあるもののみとする。）
 - (2) 工事又は製作によるものは、直接費及び間接費
 - (3) 除却して増設又は改良を施したものは、台帳価額から除却部分に相当する台帳価額を控除した価額に増設又は改良の直接費を加算した額
 - (4) 交換により取得したときは、交換のため提供した公有財産の台帳価額に交換差額を加算又は控除した額及び付帯費
 - (5) 無償で譲り受けたときは、適正な評価額
- 2 企業法施行令第16条第4項により整理中の公有財産は、次の各号に定める時期に、前項第1号から第4号までに該当するものは直接費、前項第5号に該当するものは適正な評価額により、台帳に登録するものとする。
- (1) 法令により取得又は完成が確認できるとき。
 - (2) 他の公有財産、付帯設備、供給施設及び物品等と切り離し、当該公有財産を対象にして判断し、当該公有財産の取得又は完成と認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該公有財産単独で公有財産として管理できる状態となったとき。
- 3 建設事業の一部又は全部が完成し、当該建設事業で取得した公有財産の一部又は全部を建設目的に供される状態になったとき、課長は、前項により台帳に登録した公有財産を第1項により整理替えるための調書を作成しなければならない。ただし、工業用水道事業に係る公有財産の取得の場合は、当該調書を所長に送付しなければならない。

（証拠書類による登録）

第41条 台帳に公有財産に関する権利の得失変更を記載するときは、次に掲げる証拠書類によらなければならない。

- (1) 買入、売却、譲与、寄附及び交換に係るものは、その決裁文書及び評価調書
- (2) 用途廃止に係るものは、その決裁文書
- (3) 工事の完成に係るものは、設計書、完成図等の工事関係書類
- (4) 公有財産の滅失、損傷その他前各号に掲げる理由以外の理由による変動に係るものはその関係書類（付属図面）

第42条 台帳に公有財産の変動を記載する場合において、付属図面を修正しなければならない。

（修繕、模様替え等）

第43条 課長等は、修繕又は模様替え若しくはその他の工事により当該公有財産の数量に増減を生じない工事が完了したときは、台帳の管理状況表欄にその工事の内容及び金額を記載しなければならない。

第7章 施設図

(施設図)

第44条 課長等は、日常の維持管理に使用するため、経営事業のように供するためそれぞれの所属に係る公有財産のうち、土地、建物、建築物及び主要な設備等の構造図、配置図等について公有財産管理台帳付図から施設図を作成しなければならない。この場合において、施設図については、体系図、平面図、縦断図、標準断面図及び構造図とし、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 用地の区域（整理単位）の表示、境界標の位置及び番号
- (2) 市町、大字、字の名称及び境界線
- (3) 交差、接続又は重複する道路又は鉄道の名称及び路線名
- (4) 管理台帳番号

2 所長は、前項により作成した施設図を1部課長に送付するものとする。

3 所長は、第1項に掲げる事項に変更があったときはその都度修正し、修正箇所を課長に報告するものとする。

第8章 雑則

(損害保険への加入)

第45条 次に掲げる公有財産については、損害保険（共済制度を含む。）に加入しなければならない。

- (1) 可燃性の材料で建築された建物
- (2) 前号に掲げるもののほか、課長が必要と認めるもの

2 所長は、前項に該当する公有財産があるときは、毎年2月末までに翌年度加入分を、新たに損害保険に加入しようとするときは、必要な資料を添付のうえ、課長に提出しなければならない。

(必要経費の負担)

第46条 公有財産を使用させ、又は貸し付けたことに伴い、工作物の設置、地ならし、盛り土、修繕、改良その他の措置（以下「必要措置」という。）が必要となった場合には、使用者又は借受者（以下「使用者等」という。）に行わせることを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、公営企業課又はセンターが必要措置を行う場合、使用料又は貸し付け料（以下「使用料等」という。）のほかに、当該措置に必要な経費（以下「必要経費」という。）を使用者等から徴収しなければならない。

3 使用料等を減免する場合で、市町村交付金が必要なときは、必要経費とともにこれを徴収しなければならない。

4 前項の徴収金は、減免してはならない。

(未成土地への準用等)

第47条 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条による竣工認可前の埋め立て地の業務については、第6章、第7章、第8章その他準用し難い各条項を除き、この規程を準用する。

(実施細目)

第48条 この規程を施行するため必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 和歌山県公営企業公有財産管理規程（以下「新規程」という。）の施行前に和歌山県企業局公有財産管理規程の規定によって公営企業管理者が行った行為は、新規程の規定により知事が行ったものとみなす。

(和歌山県企業局公有財産管理規程の廃止)

3 和歌山県企業局公有財産管理規程（平成元年和歌山県公営企業管理規程第5号）は、廃止する。

別表(第39条関係)

公有財産の区分表

事業名	区分名
工業用水道事業	紀の川第2、有田川第1、有田川第3、センター、業務設備
土地造成事業	各造成地、業務設備

別記第 1 号様式 (第 8 条関係)

寄 附 申 出 書

年 月 日

和歌山県知事 様

申出者

住所

氏名

(印)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

事業の用に供するため、下記の

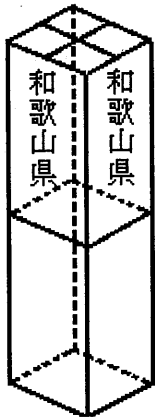
を寄附したいので受納願います。

記

図 面 番 号	所 在 地					
	種 目	地 目 種 別、構 造	数 量		寄附数量	摘 要
			公 簿	実 測		
			m ²	m ²		

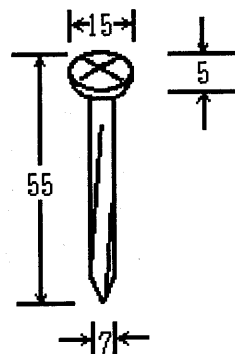
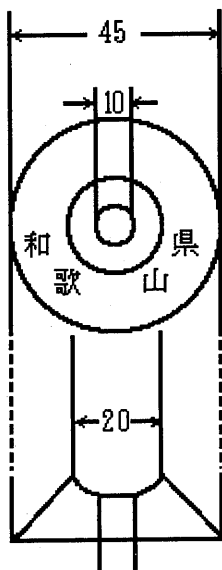
別記第 2 号様式(第 15 条関係)

第 1 号境界標(鉄筋コンクリート製)



長さ 1 メートル、10 センチ角とし、地上 20 センチメートルから 30 センチメートル程度になるように埋没する。

第 2 号境界標(真ちゅう製)



- (1) 原則として第 1 号境界標を埋没する。
- (2) 既設構造物等により第 1 号境界標の埋没が困難な場合は、第 2 号境界標とする。

別記第 3 号様式(第15条関係)

土 地 境 界 確 認 書

和歌山県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、下記の土地の境界を確認するため 年 月 日に現地立ち合いを行い、当該土地の境界を別添図面のとおりに確認した。

この確認の証として、この証書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 和歌山県知事

印

乙 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

記

境界を確認した土地の表示

1 甲の所有地

- (1) 所在
- (2) 地目
- (3) 公簿面積

2 乙の所有地

- (1) 所在
- (2) 地目
- (3) 公簿面積

備考

- 1 乙は、甲に対して印鑑証明書を提出すること。
- 2 甲と乙は、本書と関係図面をとり合わせ、そのとじ目にも押印すること。

別記第 4 号様式 (第 18 条関係)

行政財産使用許可 (更新) 申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

下記のとおり行政財産の使用の許可 (更新) を受けたいので申請します。

記

- 1 使用の許可に係る行政財産の名称、所在地及び区分
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 区分
- 2 使用許可を受けようとする部分の位置及び面積等の数量
- 3 使用の目的及び用途
- 4 使用の許可を受けようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由
- 6 その他必要な事項

(※「区分」には、土地の場合は、地目及び地積、建物の場合は、名称、構造、建平方メートル及び延平方メートルを記載し、なお使用箇所の略図を添付する。)

(※「使用目的及び用途」には、具体的に記入し、使用目的が構造を伴うものは、設計書を添付する。)

添付書類

関係図面 (使用許可を受けようとする部分、使用の方法等を説明するもの)

別記第 5 号様式 (第 19 条関係)

行政財産使用許可変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

許 可 番 号	第 号		
許可年月日	年 月 日		
使用許可を 受けた行政財産	名 称	所 在 地	区 分
変更事項			
変更内容	変更前	変更後	
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			

(※ 「変更事項」には、第 18 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事項を記載のこと。)

添付書類

関係図面 (使用の許可を受けた部分の位置又は面積が変更となる場合のみ)

別記第 6 号様式(第20条関係)

行政財産使用許可住所・氏名等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(印)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

許 可 番 号	第 号		
許可年月日	年 月 日		
使用許可を 受けた行政財産	名 称	所 在 地	区 分
変更内容	変更前	変更後	
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			

添付書類

関係書類 (変更内容を証することができる書類等)

別記第 7 号様式 (第 24 条関係)

行政財産使用承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

下記のとおり行政財産の使用を受けたいので申請します。

記

1 使用の承認に係る行政財産の名称、所在地及び区分

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 区分

2 使用承認を受けようとする部分の位置及び面積等の数量

3 使用の目的及び用途

4 使用の承認を受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由

6 その他必要な事項

(※「区分」には、土地の場合は、地目及び地積、建物の場合は、名称、構造、建平方メートル及び延平方メートルを記載し、なお使用箇所の略図を添付する。)

(※「使用目的及び用途」には、具体的に記入し、使用目的が構造を伴うものは、設計書を添付する。)

添付書類

関係図面 (使用承認を受けようとする部分、使用の方法等を説明するもの)

別記第 8 号様式 (第 28 条関係)

普通財産貸付 (更新) 申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(印)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

下記のとおり普通財産の貸付け (の更新) を受けたいので申請します。

記

1 貸付けに係る普通財産の名称、所在地及び区分

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 区分

2 貸付けを受けようとする部分の位置及び面積等の数量

3 貸付けの目的及び用途

4 貸付けを受けようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 その他必要な事項

(※「区分」には、土地の場合は、地目及び地積、建物の場合は、名称、構造、建平方メートル及び延平方メートルを記載し、なお使用箇所の略図を添付する。)

(※「使用目的及び用途」には、具体的に記入し、使用目的が構造を伴うものは、設計書を添付する。)

添付書類

関係図面 (貸付けを受けようとする部分、使用の方法等を説明するもの)

別記第 9 号様式(第29条関係)

普通財産貸付変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(印)

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

契約年月日	年 月 日		
貸付けを受けた 普通財産	名 称	所 在 地	区 分
変更事項			
変更内容	変更前	変更後	
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			

(※ 「変更事項」には、第29条第1項第3号から第7号に掲げる事項を記載のこと。)

添付書類

関係図面(貸付けを受けた部分の位置又は面積が変更となる場合のみ)

別記第10号様式(第30条関係)

普通財産貸付住所・氏名等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



電話番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

契約年月日	年 月 日		
貸付けを受けた 普通財産	名 称	所 在 地	区 分
変更内容	変更前	変更後	
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由			

添付書類

関係書類(変更内容を証することができる書類等)

別記第 11 号様式 (第 31 条関係)

使用許可 (貸付) 台帳

事業名	郡市町村	摘要	許可番号	指 令 号	年 月 日	使用 (貸付) 物件	No		(物件名)		使用 (貸付) 期間	許可 (貸付) 数量	使用 (貸付) 者	(住所)
									(使用、貸付目的)	(氏名名称)				
許可貸付内容	の地 物所	新規・更新・変更	第 1 号	指 令	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
		新規・更新・変更	第 2 号	指 令	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
		新規・更新・変更	第 3 号	指 令	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
		新規・更新・変更	第 4 号	指 令	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
		新規・更新・変更	第 5 号	指 令	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで
		新規・更新・変更	第 6 号	指 令	年 月 日	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで

和歌山県公営企業管理規程第6号

和歌山県公営企業事務委任規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県公営企業事務委任規定

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

第13条第2項の規定による和歌山県公営企業の管理者の権限を行う知事(以下「知事」という。)の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任の留保等)

第2条 この規程の定めるところにより事務の委任を受けた者は、委任事務であっても、その事案が重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ知事の指示を受けなければならない。

2 知事は、この規程に定める委任事務であっても、特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務を行うことができる。

3 知事は、この規程に定める委任事務について、必要があると認めるときには、報告を徴し、又は必要な指示を行うことができる。

(和歌山県工業用水道管理センター所長への委任)

第3条 次に掲げる事務は、和歌山県工業用水道管理センター所長に委任する。

(1) 和歌山県営工業用水道事業条例(昭和34年和歌山県条例第3号)に関する次のこと。

ア 第10条の規定による使用水量の決定及び通知

(2) 和歌山県公営企業公有財産管理規程(平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号)のうち工業用水道事業財産に関する次のこと。

ア 第18条の規定による行政財産の使用許可及び更新

イ 第19条の規定による行政財産の使用の変更許可

ウ 第20条の規定による行政財産の使用許可の変更届出の受理

エ 第24条の規定による行政財産の使用承認

オ 第25条の規定による行政財産の貸付、貸付の更新、変更契約の締結、変更承認及び変更届出の受理

カ 第28条の規定による普通財産の貸付及び更新

キ 第29条の規定による普通財産の貸付の変更契約の締結及び変更承認

ク 第30条の規定による普通財産の貸付の変更届出の受理

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に関する次のこと。

ア 第32条の規定による開発行為に関係がある公共施設の管理者としての同意

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第7号

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県公営企業財務規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業財務規程(昭和42年和歌山県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「企業総務課長」を「公営企業課長」に改め、同条第2項中「管理者」を「和歌山県公営企業管理者の権限を行う知事(以下「知事」という。)」に改める。

第3条中「管理者」を「知事」に改める。

第4条中「平成元年和歌山県公営企業管理規程第5号」を「平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号」に改める。

第9条の表保管者の欄中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「所属長」を「公営企業課長及び工業用水道管理センター所長」に改め、同表帳簿の種類の欄中「消耗品出納簿(別記第10号様式)」及び「消耗品受払簿(別記第16号様式)」を削る。

第15条中「管理者」を「知事」に改める。

第16条第1項中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「収入調定依頼書を企業総務課長に提出し」を「収入伺書を作成し、知事の決裁を受け」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「企業総務課長」を「公営企業課長」に、「発行し、主管の課長に手交」を「作成」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「主管の課長」を「公営企業課長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「主管の課長」を「公営企業課長」に改め、同項を同条第4項とし、第6項中「主管の課長」を「公営企業課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第16条の2及び第17条の2中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第21条第1項中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「管理者」を「知事」に改め、同条第2項中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第21条の2中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第22条第1項中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「管理者」を「知事」に改める。

第36条第1項中「管理者」を「知事」に改める。

第40条第1項第1号中「本局」を「本庁」に、「管理者」を「知事」に改める。

第41条の見出し中「清算」を「精算」に改める。

第41条中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第45条中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「管理者」を「知事」に改める。

第59条第2項、第60条及び第61条中「管理者」を「知事」に改める。

第64条中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第66条中「企業総務課長」を「公営企業課長」に改める。

第76条及び第77条中「管理者」を「知事」に改める。

第78条第1号中「所得価格」を「取得価格」に改める。

第78条の2第2項を削る。

第80条中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第81条中「管理者」を「知事」に改める。

第85条中「主管の課長及び企業総務課長を経て管理者」を「公営企業課を経て知事」に改める。

第86条第1項中「主管の課長及び企業総務課長を経て管理者」を「公営企業課を経て知事」に改め、同条第2項中「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第88条中「主管の課長及び企業総務課長」を「公営企業課長」に、「管理者」を「知事」に改める。

第89条第2項中「管理者」を「知事」に、「主管の課長」を「公営企業課長」に改める。

第91条第1項中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「管理者」を「知事」に、「企業総務課長を経て、管理者に」を削り、同条第2項中「企業総務課長」を「公営企業課長」に改め、「を審査、調整の上、これ」を削り、「管理者」を「知事」に改め、同条第3項「管理者」を「知事」に改め、「し、知事に送付」を削る。

第97条第1項中「主管の課長」を「公営企業課長」に、「企業総務課長を経て管理者」を「知事」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第11条関係)
勘定科目表
収益

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
工業用水道事業収益	営業収益	給水収益	(何)	主たる営業活動から生ずる収益 各事業所ごとにその名称をつけ整理する。
		受託工事収益 営業雑収益		給水収益に該当しない収益で事業の運営に伴って通常発生するもの
	営業外収益	受取利息	預金利息 貸付金利息 有価証券利息 基金利息 配当金 その他受取利息	
		他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		受託事業収益 雑収益	固定資産売却益 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	
	特別利益	固定資産売却収益 過年度損益修正益 その他特別利益		

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業収益	営業収益	土地売却収益	(何地区)	主たる営業活動から生ずる収益 各地区ごとに整理する。
		受託工事収益 営業雑収益		土地売却収益に該当しない収益で事業の運営に伴って通常発生するもの
	営業外収益	受取利息	預金利息 貸付金利息 有価証券利息 基金利息 配当金 その他受取利息	
		他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	営業外収益	負担金		

	特別利益	雑収益 固定資産売却収益 過年度損益修正益 その他特別利益	固定資産売却益 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益	
--	------	--	--	--

費用

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
工業用水道事業費用	営業費用	(何)事業費 管理センター費	給料 手当等 法定福利費 厚生福利費 賃金 消耗品費 修繕費 路面復旧費 動力費 薬品費 補償費 賃借料 水利使用料 損害保険料 交付金 調査費 委託料 通信運搬費 旅費 負担金 雑費 受水費 減価償却費	各事業所ごとの名称を付す。 職員の扶養、調整、通勤、特殊勤務、超過勤務、夜勤、宿日直、休日勤務、管理職、期末、勤勉手当等に区分して整理する。 職員共済組合、労災保険料、健康保険料、労災補償費等 保健費、厚生施設費、文化体育費、職員厚生団体補助金等 被服費、什器用具類費、事務用品費、水道光熱費、図書印刷費、諸車燃料費、雑消耗品費等に区分して整理する。 固定資産の修繕に関する費用をいう。 導水管の修繕等による道路法に定められた道路の修理費 機械装置の運転に必要な電力料及び燃料費 原水の沈でん及び浄水の滅菌に要する薬品費 定期的又は臨時的補償料をいう。 ただし、建設工事又は修繕工事に係るものは当該建設費又は修繕費に整理する。 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律に基づき所在市町村に交付する交付金をいう。

		受託工事費 一般管理費	固定資産除却費 棚卸資産減耗費	業務設備に係る費用及び事業運営の全般に関連する総括的業務に係る費用をいう。
			給料 手当等	(何)事業費の同節に準ずる。以下同じ。
			退職給与金 法定福利費 厚生福利費 報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			賃金 消耗品費 修繕費 補償費 賃借料 研修費	職員の養成、研修に関する費用をいう。 報償金、奨励金等
			報償費 損害保険料 調査費 委託料 通信運搬費 旅費 負担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費	
		その他営業費	雑損失	
	営業外費用	支払利息	企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費 その他支払利息	
		繰延勘定償却	企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却	
		受託事業費 雑損失	固定資産売却損 不用品売却原価 その他雑損失	
	特別損失	固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正損		

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
土地造成事業費用	営業費用	土地売却原価	(何)地区	各地区ごとに名称を付し整理する。
		受託工事費 一般管理費		土地造成事業の運営の全般に関連する総括的業務に係る費用をいう。
			給料 手当等	職員の扶養、調整、通勤、特殊勤務、超過勤務、夜勤、宿日直、休日勤務、管理職、期末、勤勉手当等に区分して整理する。
			法定福利費	職員共済組合、労災保険料、健康保険料、労災補償費等
			厚生福利費	保健費、厚生施設費、文化体育費、職員厚生団体補助金等
			退職給与金 報酬	臨時又は、非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
			賃金 消耗品費	被服費、什器用具類費、事務用品費、水道光熱費、図書印刷費、諸車燃料費、雑消耗品費等に区分して整理する。
			修繕費	固定資産の修繕に関する費用をいう。
			土地維持管理費 補償費	定期的又は臨時的補償料をいう。ただし、建設工事又は修繕費に係るものは当該建設費又は修繕費に整理する。
			賃借料 損害保険料 測量調査費 委託料 研修費	職員の養成、研修に関する費用をいう。
			報償費 交付金 通信運搬費 旅費 負担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 棚卸資産減耗費	
		その他営業費	雑損失	
	営業外費用	支払利息	企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息	

		繰延勘定償却	企業債手数料及び 取扱費 その他支払利息	
		雑損失	企業債発行差金償 却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却 災害損失償却	
	特別損失	固定資産売却損 臨時損失 過年度損益修正損 その他特別損失	固定資産売却損 不用品売却原価 その他雑損失	

資産

固定資産

(1) 工業用水道事業

款	項	目	節	備考
有形固定資産	(何)事業所 管理センター	土地	事務所用地 施設用地 公舎用地 その他用地	各事業所、管理センターごとに区分 する。 土地の取得に関して要した買収代及 び整地費(建物又は構築物に直接関係 のあるものをのぞく。)登録税、周旋 料、消耗品等の諸経費をいう。 庁舎用地等専ら事務所のために用い る土地 浄水場用地等施設のために用いる 土地 公舎のために用いる土地
		立木 建物	事務所用建物 施設用建物 公舎用建物 その他の建物	建物の取得に関して要した工事費(基 礎工事及び附属施設工事費を含 む。)、材料代、買収代(買収建物を使 用するために要した修繕、模様替、 改造等の諸経費を含む。)、人夫賃、 消耗品、登録税、周旋料等をいう。 庁舎、営業所等専ら事務所の用に供 されている建物 取水、貯水、浄水、配水等の作業施 設の用に供されている建物 公舎の用に供されている建物
		建物減価償却累 計額 構築物	原水及び浄水設 備 配水設備 その他構築物	貯水池、浄水池、トンネル、その他 土地に定着する土木施設又は工作物 取水から沈でん、ろ過を経て浄水を 終るまでの作業用設備 浄水の送配水設備
		構築物減価償却 累計額		

		機械及び装置	電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備 量水器 急速ろ過機 強制沈でん池 連絡電話設備 その他機械装置	機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品 電動機、変圧器、所内配電設備(建物に含むものを除く。) 自家発電のための内燃設備 ポンプ及びこれに連結し分離しがたい電動機等の電気設備 直接需用の用に供している計器
	業務設備	機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具 減価償却累計額 工具器具及び備品 工具器具及び備品減価償却累計額 建設仮勘定 土地 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 機械及び装置 機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具 減価償却累計額 工具器具及び備品 工具器具及び備品減価償却累計額		耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上のものをいう。 「何事業所」の同目に準ずる。以下同じ。
無形固定資産	(何)事業所 管理センター		水利権 借地権 地上権 電話加入権 施設利用権	河川法第23条、第24条及び第26条に規定する権利 土地の上に設定された民法第601条に規定する権利 民法第265条に規定する権利 電話設備負担金、加入料及び装置料 電気ガス供給施設利用権専用側線利用権等
投資	投資有価証券 出資金 長期貸付金	他会計長期貸付金		長期投資の目的をもって所有する有価証券 契約期間1箇年以上の貸付金をいう。

	基金 その他投資	その他長期貸付 金		
--	-------------	--------------	--	--

(2) 土地造成事業

款	項	目	節	備考
有形固定資産	土地	事務所在地 施設用地 公舎用地 その他用地		
	建物	事務所用建物 施設用建物 公舎用建物 その他建物		
	建物減価償却累 計額			
	構築物			
	構築物減価償却 累計額			
	機械及び装置			
	機械及び装置減 価償却累計額			
	車両運搬具			
	車両運搬具減価 償却累計額			
	工具器具及び備 品			耐用年数1年以上で取得価格が10万円 以上のものをいう。
	工具器具及び備 品減価償却累計 額			
無形固定資産	水利権			
	借地権			土地の上に設定された民法第601条に 規定する権利
	地上権			民法第265条に規定する権利
	電話加入権			電話設備負担金、加入料及び装置料
	施設利用権			
投資	投資有価証券			長期投資の目的をもって所有する有 価証券
	出資金			
	長期貸付金			契約期間1箇年以上の貸付金をいう。
		他会計長期貸付 金		
		その他長期貸付 金		
	基金			
	年賦売却未収金			
	その他投資			

土地造成勘定

款	項	目	節	備考
完成土地				

未成土地	(何)地区 (何)地区	工事費 諸設備費 用地費 補償費 直接経費		埋立工事費及び附帯工事費 護岸設備、鉄道設備、道路設備、橋 りょう設備及びその他設備 買収費及び補償費
		仮設備費 測量調査費 支払利息 先行補償費 雑収入(控除) 支払利息 その他関連費	人件費 物件費	給料、手当(手当の種類別)、法定福利 費、厚生福利費、賃金等に区分して 整理する。 土地、建物、構築物、機械及び装 置、車両運搬具、工具器具及び備 品、及びその他仮設備
	調査費 事業関連費 事業関連収入(控 除)	受取利息 補助負担金 その他関連収入	人件費 物件費 仮設備 雑支出	直接経費の同節に同じ
受託工事	(何)地区		雑収入	

流動資産

款	項	目	節	備考
現金預金	現金 預金			契約期間1箇年を超えるものを除き預 金種別に整理する。
未収金	営業未収金 営業外未収金 未収消費税及び 地方消費税還付 金 その他未収金	(何) 受取利息 その他営業外未 収金 諸売却代 その他未収金	(何)	「営業収益」の各科目に係る未収金 各事業科目ごとに整理する。 同上
有価証券				随時現金化される有価証券で一時的 所有の目的で保有されるものをい う。
貯蔵品				

短期貸付金	(何)			各事業所ごとに区分して整理する。
	(何)			
	一般短期貸付金			
	他会計貸付金			
	職員貸付金			
前払費用				
	未経過保険料			
	その他前払費用			
前払金				
	工事代			
	物品代			
	前払消費税及び			
	地方消費税			
	その他前払金			
雑流動資産				
	仮払消費税及び			
	地方消費税			
	その他流動資産			
		雑口		営業の必要のため担保に提供し、又は差入保証金の代用として、提供された流動資産たる有価証券で短期間に返却されるもの等

繰延勘定

款	備考
前払費用	一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合まだ提供されない役務に対して支払われた対価のうち当期の費用に属さないもの
企業債発行差金	
開発費	
退職給与金	臨時多額の退職給与金
試験研究費	
災害損失	災害による資産の臨時巨額の損失

資本

資本金

款	項	目	節	備考
自己資本金	固有資本金			
	繰入資本金			建設又は改良に要する資金に充てるため他会計から出資の目的をもって繰入れられた金額で繰り戻しを要しないもの
	組入資本金			地方公営企業法施行令第25条等による組入額
借入資本金	企業債			
	他会計借入金			

剰余金

款	項	目	節	備考
資本剰余金	再評価積立金			
	受贈財産評価額			贈与を受けた財産の評価額
	寄附金			建設又は改良に要する資金に充てるための寄附金
	補助金			
	その他資本剰余金			

利益剰余金	減債積立金 利益積立金 建設改良積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金(又は当該年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金 年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益(当年度純損失)		
-------	--	--	--	--

負債

固定負債

款	項	目	備考
企業債 他会計借入金 引当金 年賦未払金 受託工事収入 その他固定負債	退職給与 引当金 修繕準備 引当金 (何)引当金		

流動負債

款	項	目	備考
一時借入金 未払金			特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの 営業活動に係る通常の取引により発生する未払金
未払費用	営業未払金 未払消費税及び 地方消費税 その他未払金		固定資産等購入代金の未払額等上記以外の未払額 支払利息、賃金等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額(未払金に属するものを除く)
前受金	未払費用		契約等により既に受け取った対価のうち、いまだその債務の終わらないもの
雑流動負債	営業前受金 営業外前受金 預り金 預り有価証券 仮受消費税及び 地方消費税		

別記第10号様式を次のように改める。

別記第10号様式 削除

別記第16号様式中「消耗品(貯蔵品)受払簿」を「貯蔵品受払簿」に改める。

別記第17号様式中「和歌山県企業局」を「和歌山県公営企業」に、「企業局」を「和歌山県公営企業」に、「和歌山県公営企業管理者職務代理者企業局長」を「和歌山県知事」に改める。

別記第18号様式中「和歌山県企業局」を「和歌山県公営企業」に、「企業局」を「和歌山県公営企業」に、「和歌山県公営企業管理者職務代理者企業局長」を「和歌山県知事」に改める。

別記第20号様式中「和歌山県公営企業管理者」を「和歌山県知事」に改める。

別記第27号様式別段預金の部電気事業会計の項及び駐車場事業会計の項を削る。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第8号

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

和歌山県公営企業管理者職務代理者

和歌山県企業局長 楠 本 隆

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山県営工業用水道事業条例施行規程(昭和42年和歌山県公営企業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条、第7条及び第8条中「管理者」を「知事」に改める。

第9条中「管理者」を「知事」に改め、「総合管理センター所長」を「和歌山県工業用水道管理センター所長」に改める。

別記第1号様式中「和歌山県公営企業管理者 殿」を「和歌山県知事 様」に改める。

別記第2号様式中「和歌山県公営企業管理者」を「和歌山県知事」に改める。

別記第3号様式中「和歌山県公営企業管理者 殿」を「和歌山県知事 様」に改める。

別記第4号様式中「和歌山県公営企業管理者」を「和歌山県知事」に改める。

別記第5号様式中「和歌山県公営企業管理者 殿」を「和歌山県知事 様」に改める。

別記第6号様式中「和歌山県公営企業管理者」を「和歌山県

工業用水道管理センター所長」に改める。

別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第9号様式中「和歌山県公営企業管理者 殿」を「和歌山県知事 様」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。